

先行許可証の提示について

年 月 日

島根県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

私は、解体（破砕）業の申請にあたり、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第 55 条第 2 項または同規則第 63 条第 3 項（これらを準用する場合を含む。）の適用を受けるため、適法な先行許可証の提示をもって以下書類の添付を省略します。

記

- 1 提示する先行許可証
年 月 日付け第 号
県知事（市長）許可 解体業・破砕業・産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業 許可証
- 2 省略する書類
 - ① 申請者が個人である場合
 - ・申請者の住民票の写し及び法第 62 条第 1 項第 2 号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - ② 申請者が未成年者である場合
(法定代理人が個人である場合)
 - ・法定代理人の住民票の写し及び法第 62 条第 1 項第 2 号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - ③ 申請者が法人である場合
 - ・役員住民票の写し及び法第 62 条第 1 項第 2 号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - ・発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し及び法第 62 条第 1 項第 2 号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
 - ④ 申請者に令第 5 条に規定する使用人(以下、「政令使用人」という。)がある場合
 - ・政令使用人の住民票の写し及び法第 62 条第 1 項第 2 号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

注
本書に先行許可証の原本及び写しを添付してください。原本は確認後すぐに返却します。